

## 第 14 回桑名市地域自立支援協議会

日時：平成 29 年 11 月 2 日（木）

10:00~

場所：桑名市総合福祉会館 大会議室

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画（案）について

事務局：資料説明

- ・ 障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について
- ・ 資料 4 計画（案）の修正について
- ・ 資料 5 放課後等デイサービスの充実、相談支援体制のお充実、障害者・支援者の高齢化対策、地域共生社会の実現に向けて について

委員：障害者・支援者の高齢化対策として「障害者総合相談支援センター会議を随時開催し、」とあるが「随時」の意味合いはどのようなものか。

事務局：定期的な会議の開催は年に 4 回ほど行っている。支援が必要な事例が発生した場合は、すぐに障害者総合相談支援センターのみなさんをお願いして、その都度会議を開催している。

委員：地域生活支援事業を必須事業と任意事業に分けた意味は何かあるのか。

事務局：国が分けているのでそれに準じている。任意事業だからといって補助金が出ないわけではない。

委員：事業の内容によっては書かれていてもお金が下りてこなければ、1 つや 2 つはやらずに済んでいく可能性もあるのか。

事務局：ここに載せているものはすべてやっている事業である。お金がなくてやってないということはない。

委員：そういう事例が出てくれば適宜やっていただけて、それを継続して任意事業としてやっていけるという解釈でよいか。

事務局：国が分けているだけなので、お金が出ないからやらないという意味ではない。

委員：アンケートやヒアリングの結果を反映させた部分を、協力していただいた人に伝えてほしい。今日の資料に対する意見はいつまでに伝えればよいか。

事務局：一週間をメドにいただきたい。

副委員長：障害福祉サービスの訓練等給付の中で、「自立生活援助【新設】」と「就労定着支援【新設】」とはどういうものなのか具体的に説明していただきたい。

事務局：平成 30 年 4 月から新設されるサービスということで伝わってきているが、具体的な情報が国から示されていない状態である。自立生活援助については、どちらかという相談機能であり一人暮らしを始められた方が一人暮らしを継続していくため、必要な生活力を補てんするために支援員が定期的な自宅への訪問等を行って支援していくサービスである。

副委員長：訪問看護、訪問ヘルパーを現在行っているが、それとは別の観点からのスタートなのか。

事務局：訪問看護や在宅介護とは異なる。相談機能の部分が重点的である。就労定着支援も一般就労に移行した障害者が就労を継続するために、企業へ相談員が訪問したり自宅へ訪問するなどの支援をしていくサービスである。

委員：就労継続支援：A 型は国の締め付けが非常に厳しくなっている。桑名市においてもほとんどの A 型の事業所が、国が求めているような形で障害者と共に生産活動で得られた売上の中から障害者の方たちに対してお給料が支払われていないという現実がある。普通の一般就労ができないからこそここに来られていう人たちに、計画に対して行政はどういうサポートをすることでこの金額が実現できるのか。A 型の置かれている状況、国の施策、現状を福祉課はどのように捉えているのか。

事務局：A 型事業所の運営状況が厳しいのは感じている。今回、実績から増加した形で目標値を提案させていただいているが、もう一度状況を勘案して再設定のご提案をさせていただきたい。

委員：図表 29 の「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について平成 28 年度末の施設入所者数は 125 人となっているが、図表 12 の「居住系サービスの利用量推移」で 123 人となっている。これは別の集計された数字を引用したのか。125 人と 123 人の違いは何か。

事務局：図表 12 の人数は「三重県国民健康保険団体連合会 障害福祉サービス費等の支払い情報」から引用しており、年の利用人数を 12 で割って按分した数字を記載している。図表 29 は桑名市の福祉のシステムから集計したもので、若干の違いが出てくる。

委員：引用先が違うという解釈でよいか。

事務局：図表 12 は県からの情報を平均で出している。図表 29 は平成 29 年 3 月 31 日現在の情報を引用しているので若干の違いがある。

委員：「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」とあるが、これは「新しく」という解釈でよいか。「平成 32 年度末までに共同設置も含めて検討します。」とあるが、昨今の凶悪事件等の社会状況の中で、こういったゆっくり目の計画で良いのか。

事務局：精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、今まったくやっていないわけではない。システムの仕組み作りは動いている途中であり、平成 32 年度を目指している。制度として汲み上げるのは市単独では難しい。既存の施設とつながって協力していくことが必要。

委員：第 4 章の表の中で「同行援護」は見込みの時間数が一人最大時間一か月 9 時間という目標になっているが、平成 28 年度の実績がわかっているなら聞きたい。

事務局：平成 28 年度の利用者は 20 名。時間数は 158 である。

委員：それは一か月か。

事務局：年間の数値を12で割ったものであり、一人ひとり必要な時間数は違うので、状況を伺って、支給量を決定している。

委員：目標をオーバーしても認められるか。

事務局：一人ひとりの時間を9時間で縛るものではない。目標値であるので、サービスが使えなくなるわけではないので安心して使っていただける。

### 3 その他

事務局：本日示した計画案については、一週間をメドにご意見をいただきたい。意見」を整理して11月27日からパブリックコメントに入りたい。

### 4 閉会